

第 4 付 属 資 料

[付属資料1]

昭和35年国富調査のための法人資産調査要綱

1. 調査の目的

法人の所有する再生産可能な物的資産（以下「資産」という）を調査し、その実態を明らかにして、国富推計の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査範囲

(1) 調査対象(客体)

経済企画庁長官の示す指定調査対象名簿（資本金または出資金1千万円以上の法人）に記載された法人および抽出選定名簿（資本金または出資金1千万円未満の法人）の中から抽出される法人とする。

なお、指定調査対象名簿および抽出選定名簿は別紙「標本抽出方法」により作成する。

(2) 調査資産

抽出された法人の所有する耐用年数1年以上の有形固定資産およびたな卸資産

3. 調査事項

別表1～4に示す調査票により、次の事項を調査する。

- (1) 法人に関する一般的事項
- (2) 資産、負債および資本に関する事項
- (3) 有形固定資産種類別取得時期、取得価格等
- (4) たな卸資産勘定科目、品目別評額等

4. 調査の時点

調査は、昭和35年12月31日現在について行なう。ただし、決算期日が12月31日でない場合は、この時点にもつとも近い決算期の資料によつてもよい。

5. 調査の実施時期

昭和36年11月21日から12月25日までとする。ただし、記入の不備、内容の疑義等につて再調査の必要が生じた場合は、この限りでない。

6. 調査の方法

調査は、法人代表者の自計申告の方法により行なう。

7. 調査の系統

調査は、都道府県、市町村を通じて行なうことを原則とするが、必要がある場合は、都道府県が直接行なうことができるものとする。

なお、都道府県および調査を実施する市町村は統計調査員を通じて行なうこともできる。

8. 資産の評価方法

- (1) 有形固定資産については、原則としては、取得原面に物価倍率と経過年数に応ずる残価率を乗じて行なう。鉱業用資産など特別のものについては、別に評価方法を定める。

7 経過年数に応ずる残価率は、「昭和35年国富調査に用いる定率法残価率表」を使用する。

イ 物価倍率は、「昭和35年国富調査に用いる物価倍率表」を使用する。

- (2) たな卸資産については、各法人の評価額を調査し、調査時点における再調達価額を求める。

9. 昭和30年調査対象法人の異動状況に関する調査

富調査のための法人資産調査の際、調査対象となつた法人について、昭和35年12月31日現在在までの期間の異動状況等について、別表5に示す調査票により調査する。この場合、「7調査の系統」に示す調査の系統のうち都道府県の段階も省略することができる。

10 集計方法および集計事項

総理府統計局において、中央集査の方法により、次の事項について集計する。

- (1) 産業別資産項目別法人資産評価額
- (2) 産業別資本金または出資金階級別資産項目別法人企業体資産評価額
- (3) 産業別資本金または出資金階級別資産額階級別法人企業体資産評価額
- (4) 資産項目別取得年次別法人企業体有形固定資産評価額
- (5) 産業別資本金または出資金階級別法人企業体資産・負債および資本の構成
- (6) 産業別品目別法人企業体たな卸資産評価額

11 結果の公表

調査の結果は、集計完了次第所定の刊行物により公表する。

12 調査関係書類の保存期間および保存責任者

(書類名)	(保存期間)	(保存責任者)
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永 久	経済企画庁長官

13 調査従事者

経済企画庁、総理府統計局、都道府県および市町村においては、統計法第10条第1項および第2項に定める者以外の者もこの調査に従事させることができる。

14 調査票の使用

調査票は、統計作成上の目的以外に使用することはできない。

標 本 抽 出 方 法

1. 資本金または出資金1千万円以上の法人および特殊法人（注1）について

「昭和35年事業所統計調査」から作成された資本金または出資金1千万円以上の法人カード（国税庁法人納税者名簿により補正）および特殊法人のうち文部大臣所管の宗教法人のうち大学を設置する学校法人の中から、次の抽出率により所定の対象数を系統抽出して、指定調査対象名簿を作成する。

階級符号	資本金または出資金	抽出率	宗教法人 (文部大臣所管)	学 校 法 人 (大 学 の 部)
A 3	1,000 ～ 3,000 万 未 満	1/35		
A 4	3,000 ～ 5,000 万 "	1/17		
A 5	5,000 ～ 1 億 "	1/15	1/15	1/15
A 6	1 億 ～ 10 億 "	1/1		工学部または医学部を 有する総合大学 1/2
A 7	10 億 円 以 上	1/1		

（注1）私立学校法の学校法人のうち大学を設置する学校法人、宗教法人法の宗教法人のうち文部大臣所管の宗教法人とする。

2. 資本金または出資金1千万円未満の法人および特殊法人（注2）について

全国市区町村を「昭和35年事業所統計調査」法人事業所（本社所在地）の資本金または出資金1千万円以上の事業所数より6階層（C₀、C₁、C₂、C₃、C₄、C₅）に層別し、階層別に次の抽出率（地域抽出）により抽出し、この抽出された市区町村において、資本金または出資金階級（A1……500万円未満、A2……500万円～1,000万円未満）および各種特殊法人ごとに、「昭和35年事業所統計調査」副表から抽出選定名簿を作成させる。（その際、昭和35年12月31日現在の補正を行なう。）この抽出選定名簿の中から資本金または出資金階級別および特殊法人ごとに所定の対象数を系統抽出する。

（注2）私立学校法の学校法人のうち大学を設置しないもの、社会福祉事業法の社会福祉法人、医療法による医療法人、宗教法人法の宗教法人のうち都道府県知事所管のもの、労働組合法の労働組合およびその他の特殊法人とする。

地 域 抽 出

階 層 符 号	資本金1千万円以上の事業所数 (本 社 所 在 地)	市 区 町 村 層 別 抽 出 率
C ₀	0	1/60
C ₁	1 事 業 所	1/40
C ₂	2 ～ 4 "	1/15
C ₃	9 ～ 10 "	1/10
C ₄	11 ～ 49 "	1/3
C ₅	50 事 業 所 以 上	1/2

昭和35年国富調査のための法人資産調査規則（昭和36年総理府令第54号）

（目 的）

第1条 統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計である昭和35年国富調査のための法人資産調査（指定統計第81号。以下「法人資産調査」という。）の施行に関しては、この府令の定めるところによる。

（調査の目的）

第2条 法人資産調査は、この府令の施行地域内に本店又は主たる事務所を有する法人（地方公共団体、昭和35年国富調査のための地方公共団体及び公共組合資産調査規則（昭和35年総理府令第62号）第3条第1号に規定する公共組合並びに経済企画庁長官の指定する政府関係機関を除く。）の所有する資産の状況を調査し、国富推計の基礎資料を作成することを目的とする。

（用語の意義）

第3条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 資産、有形固定資産及びたな卸資産をいう。
- 2 有形固定資産、土地、建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車輛及び運搬具、器具及び備品並びにその他の有形財産で経済企画庁長官の定めるものをいう。
- 3 たな卸資産、商品、原材料、製品、半製品、仕掛品及び貯蔵品をいう。

（調査時点）

第4条 法人資産調査は、昭和35年12月31日現在によつて行なう。ただし、第6条第1項第9号から第11号までに規定する調査事項については、当該調査事項を調査する法人の事業年度又はこれに準ずる期間の末日が12月31日でないときは昭和35年12月31日にもつとも近い事業年度又はこれに準ずる期間の末日現在によつて調査を行なう。

（調査の対象）

第5条 法人資産調査は、次の各号に掲げる法人について行なう。

- 1 第2条に規定する法人で昭和35年12月31日に存するものなかから経済企画庁長官が選定したもの（以下「調査法人」という。）
- 2 昭和30年国富調査のための法人資産調査規則（昭和30年総理府令第21号）第5条に規定する法人のうち前記に該当しないもの（以下「昭和30年法人」という。）

（調査事項）

第6条 調査法人にあつては、次の各号に掲げる事項について調査を行なう。

- 1 名称
- 2 本店又は主たる事務所の所在地
- 3 組織
- 4 資本金、出資金又は基本財産の額
- 5 設立時期
- 6 経営する事業所数

7 資産再評価法（昭和25年法律第110号）、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和29年法律第142号）又は中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和32年法律第138号）の規定による再評価の申告の有無及び再評価日

8 事業の内容
9 貸借対照表

10 有形固定資産の種類、取得時期、取得価額、減価償却額及び減価償却の方法
11 たな卸資産の種類、数量並びに評価額及びその算定方法

2. 昭和30年法人にあつては、昭和31年1月1日から昭和35年12月31日までの間における解散又は合併の有無並びに同期間中における次の各号に掲げる事項の異動の有無及び異動があつた場合はその状況について調査を行なう。

- 1 名称
- 2 本店又は主たる事務所の所在地
- 3 組織
- 4 資本金、出資金又は基本財産の額
- 5 事業内容

3. 前二項の調査事項の細目については、経済企画庁長官が定める調査票による。

（申告の義務）

第7条 調査法人の代表者は、前条第1項の調査事項に関し、同条第3項の調査票に所定の記入をした上経済企画庁長官の定めるところにより、都道府県知事、市町村長又は第9条第1項に規定する統計調査員（以下「調査員」という。）に提出しなければならない。

2. 昭和30年法人の代表者は、前条第2項の調査事項に関し、同条第3項の調査票に所定の記入をした上経済企画庁長官の定めるところにより、経済企画庁長官又は都道府県知事に提出しなければならない。

3. 前項の昭和30年法人の代表者は、当該昭和30年法人が解散した場合は解散時の代表者、当該昭和30年法人が合併した場合は合併法人の代表者とする。解散時の代表者が死亡し又は申告することが困難である場合は、都道府県知事は、これに代えて、解散の状況を知る他の者を申告義務者に指定するものとする。

（調査の執行）

第8条 都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の法人資産調査の執行をつかさどる。

2. 経済企画庁長官が指定する市の長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、その管轄区域内の法人資産調査の執行に関する事務を行なう。

3. 都道府県知事は、法人資産調査の執行に関する事務を調査法人の存する市町村（前項に規定する市を除く。）の長に委任することができる。

（統計調査員）

第9条 法人資産調査の事務に従事させるため、都道府県、前条第2項の規定により指定された市又は同条第3項の規定により調査の執行に関する事務を委任された市町村に、統計法第12条第1項の統計調査員を置くことができる。

2. 調査員は、都道府県知事又は市町村長の指揮監督を受けて、法人資産調査の事務に従事する。
（統計従業者）

第10条 経済企画庁長官、都道府県知事、第8条第2項の規定により指定された市の長及び同条第3項の規定により調査の執行に関する事務を委任された市町村の長は、統計法第10条第3項ただし書の規定により、同条第1項及び第2項に規定する者も調査に従事させることができる。ただし、租税の賦課及び徴収に現に従事する者並びに従事することをやめた後一年を経過するまでの者は、この限りでない。
（調査票の提出）

第11条 調査員は、第7条第1項の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、経済企画庁長官の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に提出しなければならない。

2. 前項又は第7条第1項の規定により調査票の提出を受けた市町村長は、調査票を点検し、及び整理して、経済企画庁長官の定める期日までに、都道府県知事に提出しなければならない。

3. 都道府県知事は、前2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、経済企画庁長官の定める期日までに、経済企画庁長官に提出しなければならない。
（集計及び公表）

第12条 経済企画庁長官は、調査票を審査し、評価額を算定して集計し、すみやかにその結果を公表するものとする。

（調査票の使用）

第13条 調査票は、統計法第十五条第一項の規定により、統計上の目的以外に使用してはならない。
（関係書類の保存）

第14条 法人資産調査の関係書類は、次の区分によつて保存しなければならない。

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永久	経済企画庁長官

附 則

1. この府令は、公布の日から施行する。
2. 昭和30年国富調査のための法人資産調査規則（昭和30年総理府令第21号）は、廃止する。ただし、昭和30年国富調査のための法人資産調査の調査票の使用及び関係書類の保存については、なお従前の例による。

(秘) 指定統計第81号

昭和35年国富調査のための法人資産調査

法人調査票

昭和35年12月31日現在

経済企画庁

階級符号 #

都道府県番 #	市区町村番 #	法人番号 #
---------	---------	--------

この調査は、統計の作成目的以外に使用されませんから、ありのままを記入して下さい。

産	業	組織	資本金	資産額
※		※	※	※

(1) 法人の名称	(2) 所在地	番地
(3) 組織	(4) 資本金または出資金 昭和30年12月31日現在 万円 昭和35年12月31日現在 万円	(5) 設立年月日 年 月 日設立
(6) 本社以外の事業所数 (営業所、出張所、支社、工場など)	(7) 資産再評価申告の有無 再評価年月日	有 無 年 月 日
(8) 事業の内容 (最近1年の状況)		
ア) 概要	備考	イ) 事業収入の比重 (年月~年月)
		事業部門別 事業収入(千円) 事業収入比率(%) 備考
(9) 役員および従業員 区分 常勤 非常勤 総数	昭和30年12月31日現在 常勤 非常勤 総数	昭和35年12月31日現在 常勤 非常勤 総数
役員		
従業員		
合計		
(10) 備考		

注意 ※印欄は、集計機関で記入しますから、記入しないで下さい。

#印欄は、都道府県または市町村で記入しますから記入しないで下さい。

記入者氏名印	⑨ 役職名所属課(電話)	#	#	#	突 査 従 事 者 者 印
--------	--------------	---	---	---	------------------

(秘) 指定統計第81号

昭和35年国富調査のための法人資産調査

業種中

業種

階級符号 #

資産・負債および資本総括調査票

経済企画庁

都道府県市区町村番 #	法人番号 #	(この調査は、統計の作成目的以外に使用されませんから、ありのままを記入して下さい。)	産	業	組織	資本金	資産額
#	#		※		※	※	※

(1) 法人名

(2) 業種名

(3) 決算期 年 回

(4) 貸借対照表		借 借 方		借 借 方	
勘定科目	30年	35年	勘定科目	30年	35年
	年月日現在	年月日現在		年月日現在	年月日現在
I 流動資産			8 建設仮勘定		
(1) 現金預金			81 自家建設		
(2) 受取手形			82 請負建設		
(3) 売掛金			9 家畜・家さん		
(4) 有価証券			10 その他		
(5) 原材料			有形固定資産計		
(6) 仕掛品・半製品			B 無形固定資産		
(7) 製品・商品			その他		
(8) 貯蔵品			無形固定資産計		
(9) その他の流動資産			C 投資		
流動資産計			固定資産計		
同上貸倒引当金			II 繰延勘定		
差引流動資産計			前払費用		
II 固定資産			その他		
A 有形固定資産			繰延勘定計		
1 建物			資産合計		
11 住宅					
12 非住宅					
13 建物付属設備					
2 構築物					
21 交通施設					
22 治水利水施設					
23 その他					
3 機械・装置					
31 動力・汽缶設備					
32 作業・運搬設備					
33 その他					
4 船舶					
41 鋼船					
42 木船					
43 その他					
5 車両・運搬具					
51 鉄道車両					
52 航空機					
53 自動車					
54 その他					
6 器具備品(什器工具)					
7 土地					
71 既成土地					
72 造成土地(金土地改良費)					
			IV 流動負債		
			支払手形		
			買掛金		
			短期借入金		
			未払入金		
			前受入金		
			預り金		
			その他		
			流動負債計		
			V 固定負債		
			社債		
			長期借入金		
			関係会社借入金		
			その他		
			固定負債計		
			IV 資本		
			資本金		
			剰余金		
			利益剰余金		
			負債資本合計		

注意 ※印欄は、集計機関で記入しますから、記入しないで下さい。

#印欄は、都道府県または市町村で記入しますから、記入しないで下さい。

記入者氏名印	⑨ 役職名所属課(電話)	#	#	#	突 査 従 事 者 者 印
--------	--------------	---	---	---	------------------

